

フッ素塗布

むし歯予防にフッ化物塗布を取り入れてみませんか？

一の宮保健センター ☎ 22-5088

フッ素塗布の概要

- **対象** 満1歳～満4歳の幼児
※満4歳になった年の年度末まで利用できます。
※未就園児のみ、満5歳までフッ化物塗布を行うことができますので、一の宮保健センターにご連絡ください。
- **料金** 100円/1回
- **持参物** ▷『もうすぐ1歳児健診』で配布したフッ素塗布カード
※今年度、1歳を迎える幼児には、『もうすぐ1歳児健診』時に配布します。
▷母子健康手帳
- **その他** ▷事前予約制です。阿蘇市以外の歯科医院で受診希望の場合は、一の宮保健センターにご連絡ください。
▷対象者でフッ素塗布カードをお持ちでない方や紛失した方は、一の宮保健センターにご連絡ください。

実施機関一覧

医療機関名	電話番号	医療機関名	電話番号
宇治歯科医院	☎ 22-0214	武藤歯科医院	☎ 32-0027
佐藤歯科クリニック	☎ 22-5131	安光歯科医院	☎ 34-0603
市原歯科クリニック	☎ 32-3828	阿蘇温泉病院	☎ 32-0881
たかもり歯科医院	☎ 22-5588	波野診療所	☎ 24-2203
そのだ歯科医院	☎ 32-1418		

市では、むし歯予防の一環として1歳～4歳までのお子さんを対象とした「フッ化物塗布事業」を行っています。
むし歯は、歯が生え、そこにむし歯菌の感染や食べ物(糖分)が一定時間残った状態が続くことが原因です。特に、乳歯は永久歯に比べ、

むし歯になりやすく進行もしやすい特徴があります。
フッ化物は、歯の質を強め、むし歯菌の働きを弱くするなどの効果があります。歯みがきや生活リズムとあわせて、むし歯予防の一つにフッ化物塗布を取り入れてみませんか？

CITY INFORMATION

阿蘇広域行政事務組合 職員（介護士）募集

募集期間 6月22日(金)～7月9日(月)まで
試験日 7月28日(土)
試験会場 大阿蘇環境センター未来館

●採用日・試験区分・受験資格など

採用日	区分	職種 採用予定数	職務内容	受験資格
平成30年 10月1日	高卒程度	介護士 1人程度	事務部局福祉施設に勤務し、介護業務に従事します	昭和57年4月2日以降に生まれ、介護福祉士の資格を有する人又は介護福祉士の受験資格(実技試験免除)を有する人

▷上記試験の合格者は、8月に第2次試験を実施します。

問阿蘇広域行政事務組合事務局総務課人事係 ☎ 24-5111

後期高齢者医療

後期高齢者医療被保険者の皆さまへ 医療機関で受診される時のお願い

ほけん課 高齢者医療係 ☎ 22-3145

概要

●平日の昼間の診療時間内に受診しておきましょう

体調がすぐれない場合や、軽い症状のときでも昼間の診療時間内に受診しておきましょう。休日や夜間に救急外来を受診することで、重症患者への対応が遅れたり、支払う医療費も高くなります。

●かかりつけの医師を持ちましょう

信頼できるかかりつけ医を身近に見つけ、健康管理の心強い味方になってもらい、気になることがあったら、早めに相談し日頃から体調管理に注意をしてください。また、かかりつけ薬局があれば、市販の薬との飲み合わせのチェックなど気軽に相談できます。

●同じ病気で複数の医療機関を受診することは避けましょう

同じ病気で複数の医療機関を受診すると、同じ検査や投薬により医療費が高くなるだけでなく、かえって身体に悪影響をあたえてしまう心配があります。

●後発医薬品（ジェネリック医薬品）を利用しましょう

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と同等の効能・効果を持ち、費用も安くすみます。ジェネリック医薬品を希望する場合は、保険証と一緒に配布している「ジェネリック医薬品希望カード」をお持ちになり、医療機関や薬局の窓口でお尋ねください。

●お薬手帳を活用しましょう

複数の薬を服用する場合は、飲み合わせによって副作用が強くなることもあります。お薬手帳を活用し、既に処方されている薬を医師や薬剤師に伝えることが大切です。また、薬が残っている場合は、医師や薬剤師に相談するようにしましょう。

現在、休日や夜間に受診される方が増え、緊急性の高い重症の患者さんの治療に支障をきたしています。

必要な方が安心して医療を受けられるように、医療機関の受診や薬局でお薬をもらう際には、次のことに留意しましょう。

CITY INFORMATION

サービス付き高齢者向け住宅 デイサービス併設 当院横に
阿蘇山荘 平成30年 **入居者募集中**
9月吉日 OPEN 予定
 6月14日 上棟式(しとぎ餅)予定

▶ 終の棲家を目指します
 ◎充実した医療・介護サービスで安心・快適な暮らしをご提供します。
 ◎専任スタッフが24時間365日常駐。

25戸
 透析の方も大丈夫

未経験 歓迎
 オープニング
 スタッフ
 大募集

お問い合わせ 受付時間 8:30~17:30(月~金) 8:30~12:00(土)
☎0967-24-6262 担当 藤本

医療法人 坂梨ハート会 さかなしハートクリニック
 〒869-2307 阿蘇市小里249の2

児 童 手 当

児童手当の現況届は6月29日(金)まで

福祉課 子育て支援係 ☎ 22-3167

提出書類と期限

- **現況届** ※紛失された方は窓口にお越しください
 - **受給者の健康保険証**
※お子様のものではありませんのでご注意ください
 - **印鑑** (認印可)
 - **住民票** (子どもが阿蘇市外に住所を有する場合のみ)
子どもの世帯員全員が記載されたもの。続柄記載有り
- ※必要に応じて、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

【提出期限】 6月29日(金)

【提出先】 市役所福祉課、各支所

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。
対象者には6月初旬に現況届を郵送します。
提出がない場合には、6月分以降の手当が受給できなくなりますので、期限内に必ず提出してください。

CITY INFORMATION



まちを好きになるアプリ

マチイロ

広報あそがスマホで読める

阿蘇市がもっと身近になる機能が盛りだくさん！

- 1 役立つ行政情報を見逃さない!
- 2 自分に合わせた情報が届く!
- 3 いろいろなまちの魅力をお届け!

ダウンロードはこちらから






※「広報紙」をご利用中の場合、アップデートによって新アプリに切り替わりますので、新たにダウンロードする必要はありません。※アプリの使用は無料ですが、通信費は各回線ごとのご負担となります。※広告が表示されますが、各自治体とは何ら関係ありません。

問い合わせは株式会社ホープ(092-716-1404)まで

電子決済

ご利用いただけます



ご利用の場合は事前にご予約ください

熊本最大のタクシーグループ
肥後交通グループ



一の宮タクシー

お問合せ・ご予約はこちらまで
☎ 0967-22-0161

ジャンボタクシー

導入しました

テレビモニター付き!




最大9名様まで乗車可能

広告

耐震診断

戸建て木造住宅の耐震診断・耐震設計の費用を補助します

建設課 建築営繕係 ☎ 22-3187

概要

●耐震診断の補助を受けられる条件（すべてに該当）

- ①阿蘇市内に存在する戸建て木造住宅で、現に居住しているもの（アパートは含まない）
- ②在来軸組構法によって建築された2階建以下の住宅
- ③昭和56年5月31日以前に着工した戸建て木造住宅（一部併用住宅を含む）
- ④過去にその他の耐震診断等の補助を受けていない住宅

●耐震設計の補助を受けられる条件（すべてに該当）

- ①上記内容の①、②に該当する住宅
- ②熊本県戸建木造住宅耐震診断士派遣事業※の耐震診断（一般診断）を受け、耐震性能を満たしていない（上部構造評価点が1.0未満）住宅（昭和56年6月1日以降に建築された住宅は対象住宅となります。）
- ③平成28年熊本地震により罹災（罹災証明書等）した住宅

※熊本県戸建木造住宅耐震診断士派遣事業は、奇数月に県の窓口にて受付を行います。
詳しくは熊本県建築課 ☎ 096-333-2535 にお問い合わせください。

●補助対象者

- ①補助対象住宅を所有している者で、市税等の滞納がない人
- ②住宅の共有者がいる場合は、事業の実施について全員の承諾が得られる人

●補助金額

- ▷耐震診断 診断に要する経費の3分の2以内の額で8万8千円/戸を限度
- ▷耐震設計 設計に要する経費の3分の2以内の額で20万円/戸を限度（補助金を超える費用は自己負担）

●募集戸数

- ▷耐震診断 5戸 ▷耐震設計 3戸

●募集期間

6月1日（金）～8月31日（金）まで
受付時間：午前9時～午後4時まで（土曜日、日曜日、祝祭日は除く）

戸 建て木造住宅の耐震化を促進し、安全で安心なまちづくりを目指すことを目的に、耐震診断と耐震設計を行う住宅の所有者に対して費用の一部を補助します。

CITY INFORMATION

塗装・防水工事・メンテナンス

井上 株式会社

〒869-2302

熊本県阿蘇市三久保448番地22

web <http://www.aso-inoue.com/>

E-mail info@aso-inoue.com



塗装内容

（屋根・壁・破風板・軒天・デッキ・塀・他）

防水内容

（雨漏れ調査・屋上・ベランダ・コーキング・他）

-お見積・調査 無料-

もしも 0967-32-1501

農業委員会

農地の賃借や売買の権利移動／贈与、相続／農業者年金

農業委員会事務局 ☎ 22-3254

農業者年金の概要

●農業者なら広く加入できます

国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方であれば誰でも加入できます。農地を持っていない農業者や配偶者・家族従事者も加入できます。

●少子高齢化時代に強い年金です

自らが納めた保険料とその運用収入を将来受給する年金の原資として積み立てる、積み立て方式の年金です。

●保険料の額は自由に決められます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、自分で保険料を決められます。(月額2万円から6万7千円まで。)

●終身年金で80歳までの保障付きです

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前になくなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取るはずであった、農業者老齢年金が死亡一時金として遺族に支給されます。

●手厚い政策支援があります

認定農業者で青色申告をしているなど、農業の担い手となる方には、国から月額最高1万円の保険料補助があります。国庫補助額も自分の年金として受給できます。

※農業者年金の詳しい内容については、農業委員会事務局、JA阿蘇各支所にお問い合わせください。

現況届は忘れずに提出を！

「現況届」を6月29日(金)までに提出してください。

農業者年金を受給されている方は、毎年6月に現況届が必要となります。5月末日頃に、農業者年金基金から現況届の通知が発送されていますので、記入・署名の上、必ず提出してください。

賃借や売買の権利移動

農地の賃借や売買の権利移動については、農業委員会に届け出て許可を得る必要があります。届出が必要な事項は左記に挙げるものなどです。

▼賃借権などの解除の届出

(農地法第18条6項)

▼農地の賃貸借や売買

(農地法第3条、利用権設定)

▼自己所有農地を転用する場合

(農地法第4条)

▼売買や賃借で転用をおこなう場合

(農地法第5条)

贈与、相続

※農業委員会は毎月10日に開催。申請の締め切りは毎月27日。(※閉庁日の場合は翌開庁日。)

農地を家族に贈与する場合、2つの方法があります。

●一括贈与

農地のみを耕作目的で一括に贈与することにより、贈与税の猶予を受けられる制度です。

ただし、3年ごとに贈与税・不動産取得税の猶予の届出を税務署及び県に提出する必要があります。また、贈与した

農地を売買や賃貸することはできません。(部分・全部の贈与税が確定します。)

●相続時精算方式

農地を含む資産を贈与する場合(宅地・家屋などを含む)、2500万円以内であれば、相続時にその贈与税(この場合は相続税として)を精算する制度です。

ただし、前年に税務署への届出が必要ですので、資産証明書を取られ税務署へご相談ください。

※相続の場合も農業委員会への届出が必要で、農業委員会事務局にお問い合わせください。

農作物被害防止の補助

農作物被害防止のための電気柵資材費と狩猟免許取得費用補助

農政課 畜産林業係 ☎ 22-3274

概要

- 要件 市内に住所及び農地を有する農林業従事者
(対象は面積が10a以上の農地)
- 補助対象となる経費 電気柵資材費(設置1基に係る経費)
- 補助率 2分の1以内
- 補助金の上限額 3万円
- その他 同一年度内における申請は1カ所までとし、1カ所あたりの設置数は1基とします。また、補助を受けた場所については、翌年から5年間は補助を受けることができません。

電気柵設置補助

イ ノシシ、シカなどによる農作物被害を防ぐために、農林業者が設置する電気柵に対して補助を行っています。補助を希望される方は、市役所農政課、各支所総務振興係にご相談ください。

概要

- 要件 市内に住所を有する人
- 補助対象となる経費 新規に『わな猟免許』、『第一種銃猟免許』取得に要した費用のうち次の経費を補助します。
 - ▷狩猟免許申請手数料 5200円(収入証紙購入費)
 - ▷熊本県猟友会が主催する初心者講習会受講料
1種目1万円、2種目1万5000円
- 補助金 上記経費の全額
- その他 この補助制度は新規に狩猟免許を取得される方のみ対象です。すでに他の狩猟免許を取得されている方の狩猟免許取得費用は対象となりません。

狩猟免許取得補助

農 林産物の保護と生産の安定を図るため、新しく狩猟免許を取得する方に対して補助を行っています。補助を希望される方は、市役所農政課、各支所総務振興係にご相談ください。

CITY INFORMATION

養護老人ホーム あそ上寿園

65歳以上で環境上の理由又は経済的理由により居宅において養護をうけることが困難な方が入所できます。

※収入に応じて費用負担があります。



入所ご希望の方は、住所地の市町村へお尋ねください。

〒869-2226 阿蘇市乙姫1600番地1
電話:0967-32-5501
FAX:0967-32-5505
担当:施設長 藤本基子